

函館地区自家用自動車協会からお知らせ 小型二輪・軽二輪をお持ちの方へ

小型二輪（250cc超）、軽二輪（125cc超250cc以下）の新規登録や移転、譲渡、使用中止（抹消）などの登録手続き・各種届け出をされる方へお知らせです。

排気量125cc超のオートバイの各種登録・届け出は、運輸支局で手続きをする必要があります。

オートバイの税金は、運輸支局での手続きを終えた後、函館地区自家用自動車協会で作成し、提出してください。

税の申告が行われていない場合は、前年の課税条件で旧住所地や旧使用者へ課税されます。

税申告書は、函館地区自家用自動車協会に提出した後、約2週間後に各市町へ転送されるので、課税状況等については、各市町の軽自動車税担当へお問い合わせください。

オートバイの登録・届け出と税申告

区分	登録・届け出（新規登録、移転、譲渡、使用中止等）	税申告（申告書提出窓口）
小型二輪 (250cc超)	北海道運輸局 函館運輸支局 住所：函館市西桔梗町555-24 電話：050-5540-2002	函館地区自家用自動車協会 住所：函館市西桔梗町555-33 電話：0138-49-6378
軽二輪 (125cc超～250cc)		
原動機付自転車 (125cc以下)	鹿部町役場 税務会計課 住所：鹿部町字鹿部252-1 電話：01372-7-5292	

▼お問い合わせは、函館地区自家用自動車協会（0138-49-6378）へ。

ゴミの減量・分別にご協力ください 事業系ゴミはゴミステーションに出せません

会社やお店など各種事業活動から出るゴミは「事業系ゴミ」といい「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」と町条例により、事業者はすべての事業系ゴミを「自らの責任で適正に処理すること」が義務付けられています。この事業系ゴミはゴミの種類や事業活動により「産業廃棄物」「事業系一般廃棄物」に区別されます。

事業系ゴミを処理する際は自ら処理施設に持ち込むか、産業廃棄物であれば道の許可を受けた収集運搬業者、事業系一般廃棄物であれば町の許可を受けた収集運搬業者に処理を依頼してください。

※処理施設や許可業者は、役場民生課生活環境係にお問い合わせください。

事業系 ゴミ	産業廃棄物	すべての事業活動に伴うもの	燃え殻、廃油、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶器くず など
		特定の事業活動に伴うもの	建設業から生じる紙くず・木くず・繊維くず、紙製造業・新聞業から生じる紙くず、木材・木製品製造業から生じる木くず など
	事業系一般廃棄物	上記（産業廃棄物）以外の事業系ゴミ	

▼お問い合わせは、役場民生課生活環境係（7-5290）へ。